

6月号では、「人生にかかるお金、資産形成の視点」についてご紹介しました。

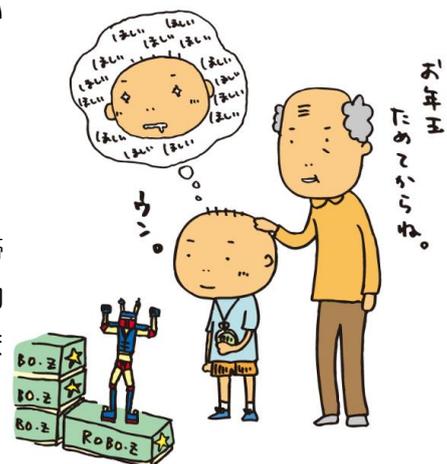
今月は、「クレジットカード、カードローンと上手につきあう方法」について、詳しく学んでいきます。

●お金を借りるということ

クレジットやローンの活用方法の前に「お金を借りる」ことの意味などについて、少し考えてみましょう。

生活する上では、いろいろな物やサービスを買う必要があります。「お金を貯めてから買う」というのが基本ですが、「お金を借りて買う」こともできます。もちろん、「お金を借りて買う」と、あとで「お金を返す」必要が生じます。

返済期限が来ているのにお金を返せないことを「延滞」といい、そのまま延滞が続くと、今後のクレジットやローンの利用に支障が出るのが通例です。最終的には、裁判を通じた強制的な取り立てや、破産の申し立てを受ける場合もありますので、「借りたお金は返す」という約束を破ると大きな代償が待っているということを肝に銘じなければなりません。



●クレジットカードやカードローンの活用方法

	(1) クレジットカードによる購入	(2) カードローン(消費者金融),キャッシング付きクレジットカードによる借入れ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 現金を持たずに買い物できる 代金は後払いで商品が手に入る(翌月一括払い, 2回払いなどであれば, 手数料<実質的な利息>はかからない) 代金は分割払いが可能である 公共料金の支払いや納税に使える 利用することによりポイントが付与される(ポイント特典) カードの利用代金明細書を家計管理に活用でき家計簿の代わりにもなる 	<ul style="list-style-type: none"> いつでも簡単に借入れができる 資金の使いみちは自由 預金を下ろすのと同じようにATMから借入れができる 返済には, ATM, 銀行振込, 口座振替などが利用できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 3回以上の分割払いやリボルビング払いの場合には手数料(実質的な利息)がかかる 毎月一定額を支払うリボルビング払いは計画的に支払いやすい反面, カードの利用が増えると支払期間が延びていき, 手数料(実質的な利息)の負担も重くなる 支払いが滞った場合には延滞料がかかる 	<p>返済が滞ってしまうと, 延滞利息が発生するほか, 信用情報機関に延滞情報(事故情報)として登録され, 以下のような制約が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録期間中は同じカードで借入れできなくなるだけでなく, 新たにカードローンの契約を結べなくなる 住宅ローンなどの他の借入れも利用できなくなる 弁護士や税理士等, 一定の職業に就けないなどの制約もある

●使いすぎると知らないうちに「多重債務」に !?

「延滞」はしていないものの、ローンの返済を別のローンの借入れで工面し、借金が借金を生んで、膨らんだ借金返済が困難となることを「多重債務」といいます。「多重債務」に陥ると、膨らんだ借金の返済に行き詰まり、「自己破産」という事態になり兼ねません。「私は心配ない」、「少しの金額しか借りていない」など、安心は禁物です。多重債務に陥らないためには、①お金を安易に借りない、②返せる範囲でしか借りない、③借りたお金はなるべく早く返済する、この3点を心掛けてください。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 簡単に稼げて高額収入？うまい話には裏がある…
- ◆ 不用品・粗大ごみの回収を事業者依頼する際はよく確認を！
- ◆ 蜂の巣の駆除で思わぬ高額請求！
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2022

July
7 月号

第148号

簡単に稼げて高額収入？うまい話には裏がある…

相談事例

インターネットで副業を検索していたら、「これを読めば、誰でも簡単に高額収入が得られる」という広告を見つけ、約30万円で情報商材を購入したが、収入を得られない。

苦情を伝えると、月収100万円を得られるという50万円のコースを勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円のところ今だけ半額にする」と強く勧められ、断り切れずに契約したが、その後、相手からフォローはなく、連絡も取れなくなった。



★アドバイス★

- 「情報商材」とは、副業や投資等で高収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等で販売されている情報のことです。
- 広告等をきっかけに、簡単に収入を得られると信じて契約したものの、「広告や説明と違って、収入が得られない」という相談が寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談では、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約者は事前に内容を確認することができないので、安易に信用して事業者に連絡しないでください。
- 不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



不用品・粗大ごみの回収を事業者へ依頼する際はよく確認を！

相談事例 1 ネットで見た不用品回収 10倍以上の料金に！



インターネットで「1.5トントラックに詰め放題で3万9,800円」という広告を見て、不用品の回収を申し込んだ。

作業当日、詰め込み後に事業者から領収書へのサインを求められ、金額を確認すると65万円だった。

不用品を運び出してもらわないと困るので、やむを得ずサインしたが、作業前に金額について説明は受けておらず、支払いたくない。

相談事例 2 無料のはずが6万円！廃品回収サービスのトラブル

「無料」とアナウンスしながらトラックで巡回している業者を呼び止め、廃品回収を依頼した。作業前に無料であることを確認したが、不用品をトラックに積み終えたとたんに6万円を請求された。

話が違うと抗議したが、「回収代金は無料だが、積み込み料金は発生する」と言われた。しつこく請求されたので仕方なく手持ちの3千円だけ支払った。「残金は近いうちに取りに来る」と言われたが、支払わなければならないのか。領収証もなければ、業者の住所や電話番号もわからない。



★アドバイス★

- 「定額」「すべて込み込み」「追加料金なし」「無料」などとうたっていても、実際は様々な理由で追加料金を請求されることがあります。作業前に見積もりを取るなど、条件や最終的に支払う金額がいくらなのか、しっかり確認しましょう。

事業者が、「料金は不用品を積んでみないとわからない」などと言って、作業前に見積金額を示さない、見積書を交付しない、作業内容が曖昧であるなど、不審な点を感じた際は、契約を断るなど毅然とした対応をとりましょう。



- お住まいの自治体の不用品・粗大ごみの回収方法について早めに確認しましょう。

一般の家庭から排出される不用品・粗大ごみは、「一般廃棄物」として、お住まいの自治体や自治体から委託・許可を受けた事業者が回収しています。

お住まいの自治体によっては、不用品・粗大ごみの回収を申し込んでから回収までに日数を要する場合がありますので、引越しなどで不用品・粗大ごみを処分する予定がある場合は、早めにお住まいの自治体に問い合わせるなどしましょう。

- 困った場合は、お住まいの地域の消費生活相談窓口や警察などに相談しましょう。

蜂の巣の駆除で思わぬ高額請求！

相談事例



家で大きな蜂の巣を見つけたので、インターネットで調べた業者に電話した。その際、料金を確認すると「蜂の巣1個で5千円。ほかの処置をしても2万円まで」と言われたので依頼した。

作業終了後、業者が、蜂の巣を1個だけ持参して「これ以外にも2個巣があったので駆除しておいた」と言って10万円を請求された。ほかの2個分の巣は見せられていない。

電話で聞いたのとは違い高額だが、しかたなく言われたとおりの料金を支払ってしまった。

★アドバイス★

- 駆除業者の紹介などを行っている自治体があります。あわてて業者を呼ばずに、まずはお住まいの自治体を確認してみましょう。日頃から自分で駆除の方法や信頼できる業者を調べておくとう安心です。
- 作業前に、作業内容と料金を確認し、当初の想定とかけ離れた料金の場合は、すぐに依頼せず、複数社から見積もりを取り比較検討するのもよいでしょう。
- 巣が大きくなると駆除が困難になり、費用も高額になる傾向があります。定期的な点検を行いましょう。
- 困った場合は、お住まいの地域の消費生活相談窓口や警察などに相談しましょう。

消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700	【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700	【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700
【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700	【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700	【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

Facebook
はこちら！



電子申請による消費生活相談
ウェブフォームから
ご相談の受付ができます。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪

